

## 【前回公募からの変更点（候補者決定の流れ）】

### 前回公募

- ・全体を2つのエリア（観光スポットエリア、商業地域エリア）に区分して募集
- ・エリアごとに、成績上位者から順に希望場所を選択

### 次回公募

- ・場所（並び）ごとに募集
- ・場所（並び）ごとに成績上位者を候補者として決定
- ・辞退等により「営業候補者が確定しなかった場所」については、補欠候補者のうち成績上位者から順に希望場所を選択



## 1 募集方法について

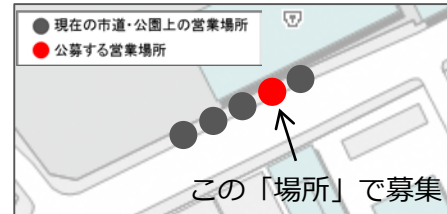
### ○ 場所（並び）ごとに募集

「場所」… 1軒分の屋台区画  
「並び」… 複数の屋台区画の連なり

- ・「場所」ごとに募集し、「場所」ごとの最優秀者を営業候補者として決定
- ・同じ並びに募集場所が複数ある場合は「並び」で募集し、「並び」ごとの成績上位者から順に、希望場所を選択

### 【イメージ図】

#### ■ 「場所」で募集



#### ■ 「並び」で募集



### ♂ デメリット解消策

- ・優秀な応募者であっても希望場所内での競合により、営業候補者として選ばれない可能性がある
  - 2つまで希望可能
  - 補欠候補者（営業候補者を除く、全体の成績上位者）の導入
- ・場所によって倍率が著しく高くなる（低くなる）可能性がある
  - 場所（並び）ごとの倍率の公表  
営業計画書提出前に希望営業場所を把握し、倍率を公表することで、場所（並び）ごとの倍率の平準化を図る。

## 2 長浜地区の募集方法について

### ○ グループ応募の導入

- ・長浜地区には3区画連続する募集場所があり、これを「グループ募集場所」とし、2名1組、または3名1組としたグループ応募を受け付ける
- ・「グループ募集場所」においては、個人応募よりもグループ応募を優先して選考を行う
- ・グループ応募により営業候補者が選定されなかった場合は、当該場所を個人応募の募集場所として取り扱う

## 3 応募資格について

### ○ 応募資格

- ・満18歳以上の個人
- ・福岡市の市税に係る徴収金を滞納していない  
また福岡市以外の市町村の市町村民税を滞納していない
- ・屋台営業の占用許可の不更新、停止、取消しの措置を受けたことがない
- ・暴力団員でない、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではない

※応募時点で2019年8月1日以降も屋台営業を行うことができることとなっている屋台営業者を除く

## 4 提出書類について

### ○ 提出書類

#### ■ 応募時

- ・公募屋台営業候補者応募申請書
- ・営業希望場所事前調査票
- ・住民票の写し
- ・福岡市税に係る徴収金に滞納がないことを証する書類
- ・福岡市以外の市町村の市町村民税を滞納していないことを証する書類
- ・資格に関する証明書の写し

#### ■ 2次審査前 ※1次審査（筆記試験）通過者のみ

- ・屋台営業計画書
- ・資金・収支計画書
- ・屋台配置計画図
- ・営業時間・体制に係る計画書